

加入時の個人番号(マイナンバー)の記載について

10月からマイナンバーの利用事務を順次開始します。当面、加入の手続で個人番号の記載が必要となります。

なお、喪失等その他の手続きにつきましては、平成29年1月から個人番号の記載を予定しております。

また、9月末日までに加入されている方の個人番号につきましては、10月中旬以降、事業所を通じて一斉に提供していただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

個人番号の利用目的

- 被保険者証の交付
- 高齢受給者証の交付
- 保険料の賦課・徴収
- 被保険者の資格喪失
- 被保険者の住所・氏名変更
- 限度額適用認定証の交付
- 高額療養費の支給
- 高額介護合算療養費の支給
- 出産育児一時金の支給
- 葬祭費の支給
- 療養費の支給
- 移送費の支給
- 他の法令による医療に関する給付との調整
- 第三者行為による損害賠償金の徴収

平成**28年10月**
から

神奈川県薬剤師国民健康保険組合からのお知らせ

国民健康保険の マイナンバー（個人番号）対応 をお願いします



平成28年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始され、神奈川県薬剤師国民健康保険組合では、平成28年10月から各種手続きにおいてマイナンバーを利用して事務を行うことになりました。

事業主の皆様には、当組合に提出する各種届出書等に被保険者のマイナンバーが記入されていることを確認し、当組合に提出をお願いします。

1 なぜ、事業主がマイナンバーを取得する必要があるのですか？事業主がマイナンバーを扱っていいですか？

マイナンバーは、番号法で規定された行政事務において利用されることになっており、医療保険も対象となっています。今後、厚生労働省関係省令改正により、各種手続きで被保険者のマイナンバーが必要となります。

マイナンバーはプライバシーなどの関係で取り扱うことができる方は、制度上、各種手続きを行う者（国民健康保険組合などの「個人番号利用事務実施者」）や、これらの手続きを取次ぐ者（事業主や金融機関などの「個人番号関係事務実施者」）に限定されています。事業主等の国保組合事務の取次者には、従来から届出等の取次業務を実施していただいておりますが、事業主がマイナンバーを取り扱うことについては、当組合からの委託に基づき実施していただくこととなります。

2 マイナンバーは医療保険以外に使いますか？

事業主の方は、**国民健康保険組合以外の個人番号利用事務実施者から**委託を受けている場合は、法令に基づいて**組合員等**の方々のマイナンバーを国民健康保険に関連する事務以外に、年金や雇用保険、労災保険等の各種社会保険や年末調整等の税の事務等にも利用することができます。

※番号法別表第一に基づく主務省令（平成26年内閣府総務省令第5号）

マイナンバーは制度上、個人情報の中でも特殊なものとして位置付けられていますので、被保険者の方々から最初にマイナンバーの提示を受ける際に、利用する事務などを全て具体的に示すことで、それぞれの事務に利用することができます。

3

どのようにマイナンバーを取得し、提出しますか？

■ マイナンバーの取得と提出

マイナンバーを取得する対象は、**平成29年1月1日時点の被保険者（組合員及びその世帯に属する家族）及びその後の新規加入者**が予定されています。

平成28年10月以降の新規加入者は、個人番号欄がある新様式を用いてマイナンバーをご提出いただくことになります。

平成28年9月末日時点で加入されている被保険者のマイナンバーについては、平成28年10月以降、事業主を通じてご提出いただくことになります。別途、ご連絡させていただきます。

当組合では、平成29年7月の情報連携の開始までに、ご提供いただいたマイナンバーの登録と特定個人情報の登録を終える必要があります。**対象者のマイナンバーの提出は、遅くとも平成29年1月末日までをお願いします。**

■ マイナンバー取得時の本人確認

マイナンバーを取得する際、原則として「番号確認」と「身元確認」（まとめて「本人確認措置」といいます）が必要になります。番号確認のため、通知カードや個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の提示（郵送の場合は写し）を受けてください。

※組合員の家族についての身元確認は、組合員が実施しているという観点で行う必要はありません。

■ 被保険者への依頼について

マイナンバーは、平成27年10月以降、国民一人ひとりに郵送された「通知カード」に記載されています。被保険者にマイナンバーの提供を依頼する際は、通知カードを見て記載するよう依頼してください。通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により交付を受けることができます。このカードにもマイナンバーが記載されます。さらに、希望すれば、マイナンバーが記載された住民票が交付されます。

※被保険者証にはマイナンバーは記載されません。

問い合わせ先

神奈川県薬剤師国民健康保険組合
電話 045-761-3245
E-mail : kykokuho@mail.kpa.or.jp

